

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので 平成29年 第7回 国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名中14名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋国会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(議長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 徳丸委員、6番 前後委員を指名しますのでよろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第35号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第35号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号34号 土地の所在は、国見町櫛海字■■■■番地、地目が田、面積が1,088㎡ほか1筆の計田が2筆で1,659㎡です。渡人は、国見町櫛海の■■■■さん、受人は、同じく国見町櫛海の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により農地の管理ができない為。受人は、経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号35号 申請地は、国見町櫛海字濱手■■■■番地■■■■ 地目が畑 面積918㎡ほか畑が2筆で計畑が3筆の1,863㎡です。渡人は、国見町櫛海の■■■■さん。受人は、佐賀県鳥栖市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は相続により農地を取得したが、農業を行わないので処分する。受人は経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>次に、申請番号36号 申請地は、国見町櫛海字濱手■■■■番地 地目が畑 面積814㎡ほか畑が18筆(うち樹園地15筆)の計畑が19筆の24,201㎡です。渡人は、国見町櫛海の■■■■さん。受人は、佐賀県鳥栖市の■■■■さん。</p>

	<p>さんです。申請事由は、渡人は、事業撤退のため農地を処分する。受人は、経営規模の拡大です。売買による所有権移転です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>それでは農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について申請番号34号、35号、36号の3件について事務局から説明がありました。質問ご意見等ございませんか。</p>
岐部委員	<p>1 番岐部委員どうぞ。</p> <p>先月の申請者と同じ会社ですか。</p>
事務局	<p>同じですが、先月は国東支店での申請でしたが、県に問い合わせたところ支店名での農地取得は例がないとのことで、佐賀の本店名での申請となりました。</p>
議 長	<p>その他ございませんか。なければ採決にはいります。</p> <p>それでは議案第35号 申請番号34号から36号の3件について一括承認される委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p> <p>議案第35号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第36号 農地法第4条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明申し上げます。</p> <p>申請番号2号。土地の所在は、安岐町掛樋字 番地、地目が畑、面積は173㎡です。</p> <p>申請人は安岐町掛樋の さん。申請事由は、宅地内において駐車場の確保が困難なため、隣接する農地を使用したいとなっておりますが、2015年の6月に既に転用を行っていきまして、始末書を添付しております。申請地については、東西と北を住宅に南を県道に挟まれた、農地の連担性のない生産性の極めて低い</p>

	<p>小規模農地で第2種農地と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>始末書は次回から添付してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>農地法第4条について説明がありましたが、何かご質疑等ございますか。 特にご質疑等ございませんか。なければ採決させていただきます。 それでは、農地法第4条の規定による許可申請について、申請番号第2号に承認される方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>賛成多数で承認されました。</p> <p>続きますは、議案第37号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第37号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてご説明いたします。</p> <p>申請番号13号。国東町小原字■■■■番地■■。地目が畑、面積は643㎡です。渡人は国東町小原の■■■■さん。受人は国東町小原の■■■■さんです。お二人は親子関係です。用途は一般個人住宅です。申請事由は、持家が無いので父の所有する農地に住宅を新築するとなっています。</p> <p>申請地の周囲は、山林、住宅、農地が点在し、農地の集団性のない生産性の低い小規模の農地であり、第2種農地と判断いたしました。</p> <p>次に申請番号14号。武蔵町糸原字■■■■番地■■。地目が田の605㎡です。渡人は、武蔵町糸原の■■■■さん。受人は、愛知県春日井市の■■■■さんです。申請事由は、自宅の進入路として使用する。農地の一部33.18㎡に地役権を設定して転用するものです。こちらはすでに工事が終了しておりまして、始末書添付の追認となります。</p> <p>受人の住所は愛知県となっていますが、既に武蔵町に居住しており、仕事の都合で住民票の異動が出来ないと聞いております。</p>

	<p>次に、申請番号15号。国見町向田字[]番地[]、地目が田、754㎡ほか3筆 計田が4筆の3,010㎡です。</p> <p>渡人は国見町向田の[]さん。受人は武蔵町糸原の[]さんです。用途は太陽光発電施設用地です。</p> <p>申請事由は、長年に渡り荒廃している農地を太陽光発電施設用地として有効利用したいとなります。</p> <p>申請地は南北と東を住宅に、西を墓地に囲まれた連担性のない第2種農地と判断いたしました。こちらは、賃借権の設定となっています。以上です。</p>
議長	<p>議案第37号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について事務局より説明がありました。ご意見ご質疑等ございましたらお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号13番は面積が広いですが、利用図によると駐車場を4台分確保したいとか、家庭菜園もほしいそうで、まんべんなく利用する計画とされております。</p>
議長	<p>12番大塚委員どうぞ。</p>
大塚委員	<p>14号について、農地の一部に地役権を設定して転用するとはどういうことですか。</p>
事務局	<p>605㎡のうち33.18㎡だけに地役権を設定し転用することになります。</p>
議長	<p>進入路ですね。</p>
事務局	<p>工事を急いだのは、デイサービスを利用されている方がいらっしゃいまして、迎えの車が入れなかったことが理由と聞いています。</p>
佐藤委員	<p>605㎡のうち33.18㎡以外は田のままですか。</p>
事務局	<p>そうです。</p>
佐藤委員	<p>法務局で1318番地1を調べたら、地主が2人となっているのですか。</p>

事務局	分筆はせずに所有者は一人で、地役権の設定があると記載されます。
佐藤委員	分筆して売買して転用が本筋と思うけど、農業委員会として地役権設定して転用してよいと言っていいの。 法務局では地主さんが代わってないから関知していないのでは。
事務局	法務局の登記で地役権の設定をすることになります。
議長	抵当権の設定と同じような扱いですね。
大塚委員	要するにこういう方法もあり、法務局でも制度として認められると理解すればいいんですね。
議長	ほかに何かご意見ご質疑等ございますか。ございませんか。 ご意見ないようですので、採決にはいります。 議案第37号農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請、申請番号13号、14号、15号について一括承認される委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
事務局	議案第37号は全会一致で承認されました。 次に、議案第38号 農用地利用集積計画について説明願います。 議案第38号農用地利用集積計画ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の農用地利用集積計画に基づき承認を求めるものです。 それではご説明いたします。 利用権設定数は、田が189筆の175,282㎡。畑が6筆の16,897㎡です。計195筆の192,179㎡です。 中間管理事業分の内訳は、田が53筆の46,520㎡、畑が2筆の1,879㎡、計55筆の48,399㎡です。 内訳の地区別、個別については、設定内容別をご覧いただきたいと思います。

<p>議 長</p>	<p>それでは、議案第38号について、ご質疑等ございませんか。 よろしいですか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第38号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第38号は承認されました。</p> <p>次に、議案第39号 農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について、事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>農用地利用配分計画について(農地中間管理事業分)について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、農地利用配分計画案について意見を求められたので審議するものです。配分計画総数は、田53筆46,520㎡、畑2筆1,879㎡を2番の配分計画に記載の7名の方に配分する計画となっています。詳細については16、17ページをご覧ください。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>農地中間管理事業分です。</p> <p>それでは、議案第39号農用地利用配分計画について、ご意見質問等ございませんか。</p> <p>(意見質疑なし)</p> <p>それでは議案第39号について、承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全 員 挙 手)</p> <p>議案第39号は、承認されました。</p> <p>それでは、議案第40号、平成29年度秋季農作業標準賃金について、事務局より説明願います。</p>
<p>事務局</p>	

岐部委員

議長

河野委員

佐藤委員

議長

昨年と変わったところは特にありません。

草刈賃金は幅を持たせた方がいいんじゃないか。

燃料関係がね。

先般1300円が却下されて1200円になった。

1200円も結構いい値段ですよ。

議案第40号 平成29年度秋季農作業標準賃金について、ご意見ご質問等ございませんか。

(意見質疑なし)

それでは議案第40号について、承認くださる方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議案第40号は、承認されました。今後、市報に掲載し周知することになります。

以上で議案の審議は終わりました。本日の議事は、これですべて終了します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

--	--